


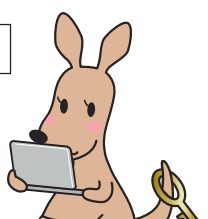


手続の予約制（※必須）について

- 本制度では、遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧の請求等を始めとする法務局（遺言書保管所）において行う**全ての手続**について、予約が必要です。
- これは、法務局（遺言書保管所）において行う手続につきましては、それぞれ各種確認や手続の処理に、一定程度時間を要するため、手続の順番をお待ちいただくことのないようにすることを目的としています。
※手続の処理自体には、一定の待ち時間をいただきます。
- そのため、**予約をせずに法務局（遺言書保管所）にお越しいただいた場合**、予約が優先されるため、**長時間お待ちいただくことになったり、その日に手続ができないことがあります。**



予約方法について

- 予約の方法は次の3つです。
- 1 **法務局手続案内予約サービスの専用 HP における予約（24 時間 365 日可）**
静岡地方法務局管内遺言書保管所の予約はこちら ←予約サービスのHPへジャンプします。
- 2 **法務局（遺言書保管所）への電話による予約**
手続を行う予定の各法務局（遺言書保管所）へ、お電話にてお申込みください。
受付時間：平日8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）
→ **静岡地方法務局（遺言書保管所）一覧**
※時間帯によっては、お電話が繋がりにくいことがあります。
- 3 **法務局（遺言書保管所）窓口における予約**
手続を行う予定の各法務局（遺言書保管所）の窓口へ直接お申込みください。
受付時間：平日8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）
→ **静岡地方法務局（遺言書保管所）一覧**
※法務局職員（遺言書保管官）が手続対応中である場合、お待ちいただくことがあります。



予約に関する注意事項について

- 1 予約時間を過ぎてもお越しにならない場合、キャンセルされたものとして取り扱うことがあります。
- 2 予約は、申請その他の手続を行うご本人名でお願いします。